

大分市産業廃棄物適正処理指導計画（第6次） 【概要版】

2026（令和8年）3月 大分市

1 計画策定の基本的事項

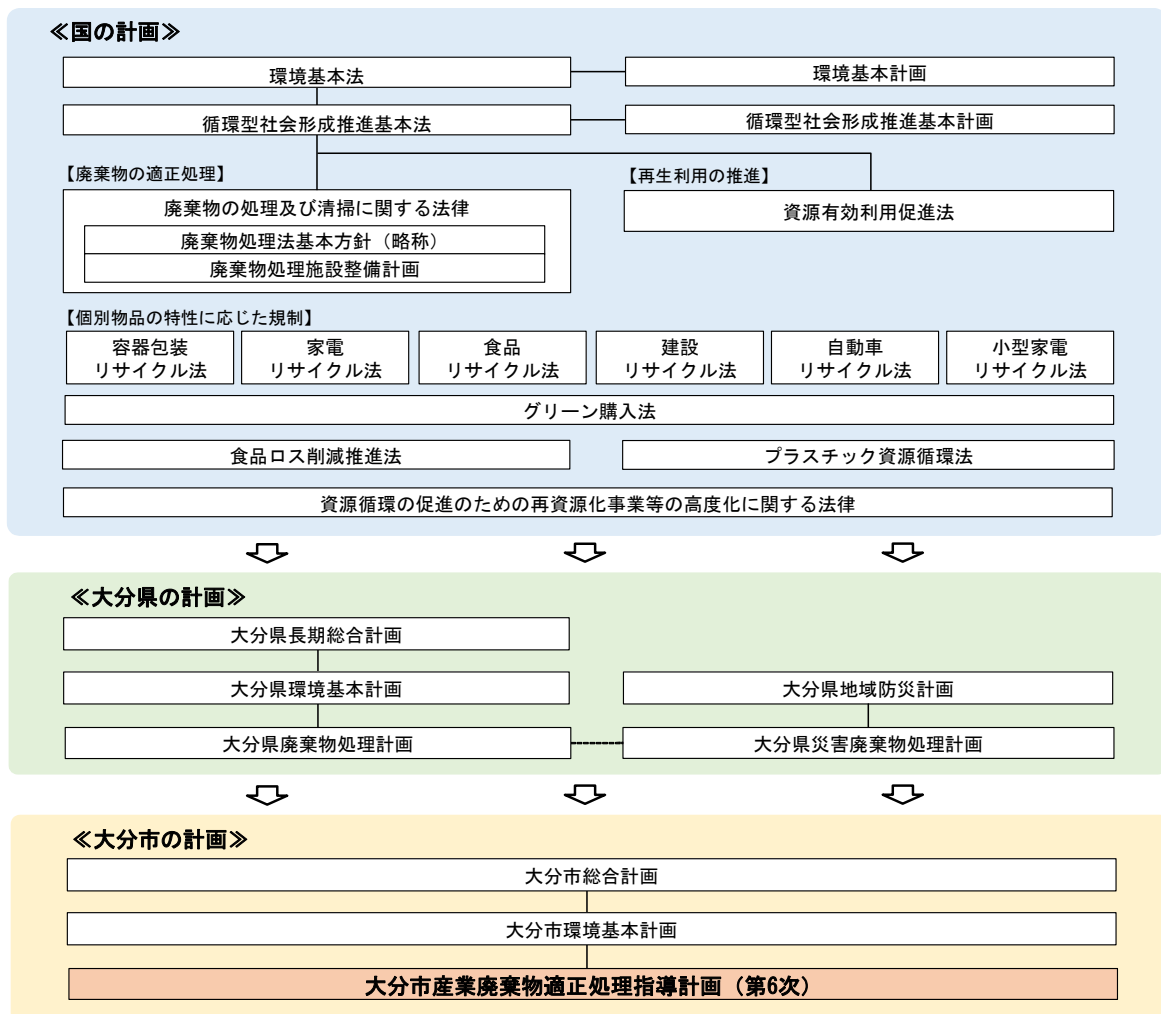
【計画策定の背景及び目的】

大分市（以下、「本市」という。）では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、2021年（令和3）年3月に「大分市産業廃棄物適正処理指導計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、各種取組を進めてきた。

前回計画の策定以降、本市の産業廃棄物の排出量は減少傾向で推移し、循環型社会への歩みを着実に進めつつあるが、再生利用量の減少・最終処分量の増加等、依然として課題が残されている状況にある。

本市においては、近年の廃棄物処理行政の動向に対応しながら、本市の産業廃棄物の適正処理指導、排出抑制・循環利用を推進するため、前回計画の見直しを行い、新たに「産業廃棄物適正処理指導計画（第6次）」（以下、「本計画」という。）を策定した。

【計画の位置付け】

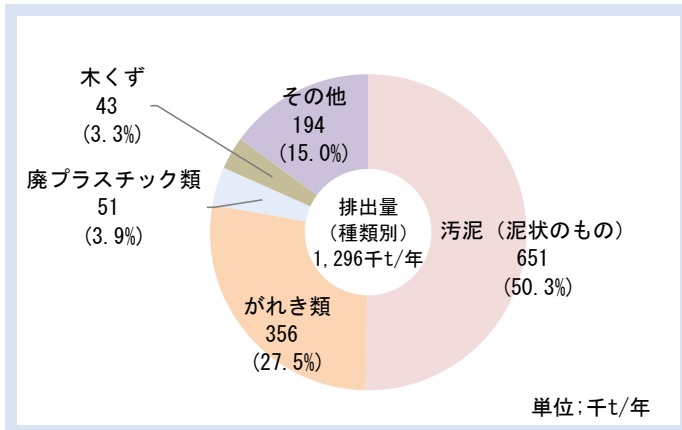


【計画期間】

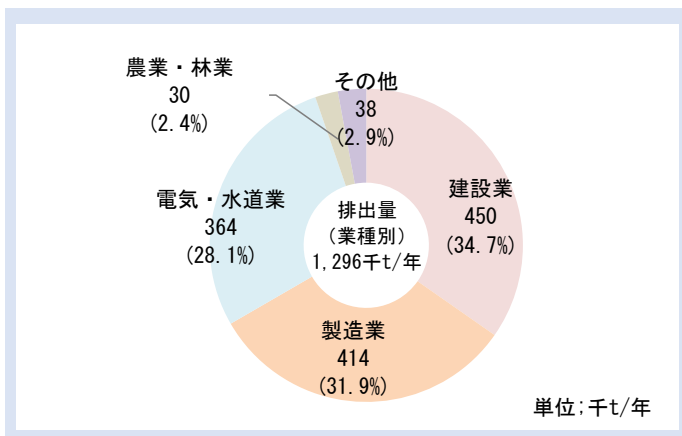
令和8年度～令和12年度までの5年間（社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ適宜見直し）

2 産業廃棄物の排出・処理の現状

【排出の状況】

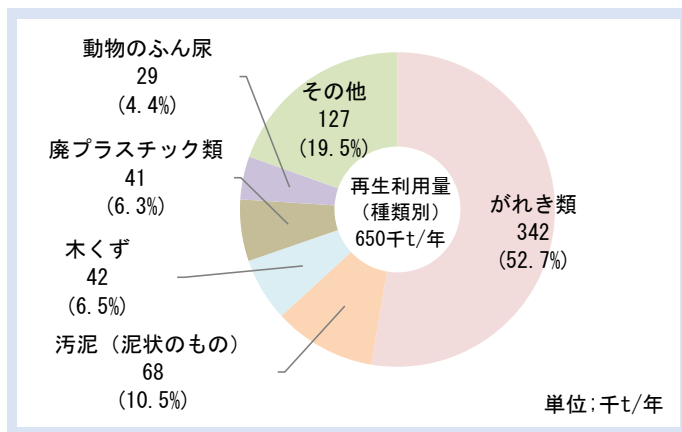


◇ 種類別の排出量は、汚泥が 651 千 t/年 (50.3%) と最も多く、次いでがれき類が 356 千 t/年 (27.5%)、廃プラスチック類が 51 千 t/年 (3.9%) となっている。

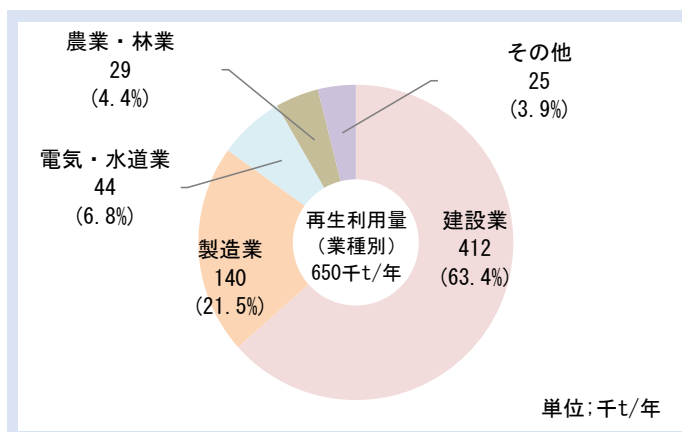


◇ 業種別の排出量は、建設業が 450 千 t/年 (34.7%) と最も多く、次いで製造業が 414 千 t/年 (31.9%)、電気・水道業が 364 千 t/年 (28.1%) となっている。

【再生利用の状況】

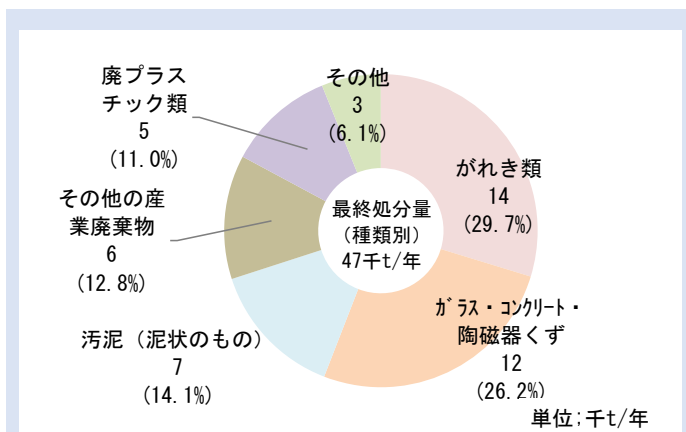


◇ 種類別の再生利用量は、がれき類が 342 千 t/年 (52.7%) と最も多く、次いで汚泥が 68 千 t/年 (10.5%)、木くずが 42 千 t/年 (6.5%) となっている。

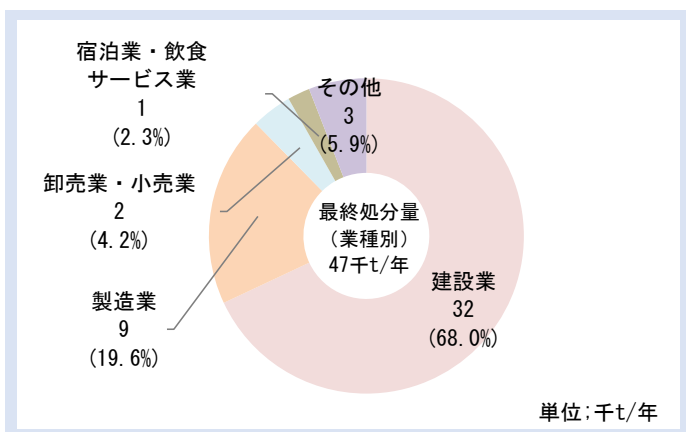


◇ 業種別の再生利用量は、建設業が 412 千 t/年 (63.4%) と最も多く、次いで製造業が 140 千 t/年 (21.5%) となっている。

【最終処分の状況】



◇ 種類別の最終処分量は、がれき類が 14 千 t/年 (29.7%) と最も多く、次いで、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 12 千 t/年 (26.2%)、汚泥が 7 千 t/年 (14.1%) となっている。



◇ 業種別の最終処分量は、建設業が 32 千 t/年 (68.0%) と最も多く、次いで製造業が 9 千 t/年 (19.6%) となっている。

【広域移動の状況】

- ◇ 市外へ搬出された量は 261 千 t/年であるのに対し、市内へ搬入された量は 682 千 t/年であり市外への搬出量の約 2.6 倍となっている。
- ◇ 最終処分目的については市内への搬入量が市外への搬出量の 45 倍程度となっている。

	単位	中間処理目的	最終処分目的	合計
市外への搬出量 (①)	千 t/年	255	6	261
市内への搬入量 (②)	千 t/年	409	273	682
市内での処理量 (②-①)	千 t/年	154	268	422

【不法投棄・野外焼却の発見状況】

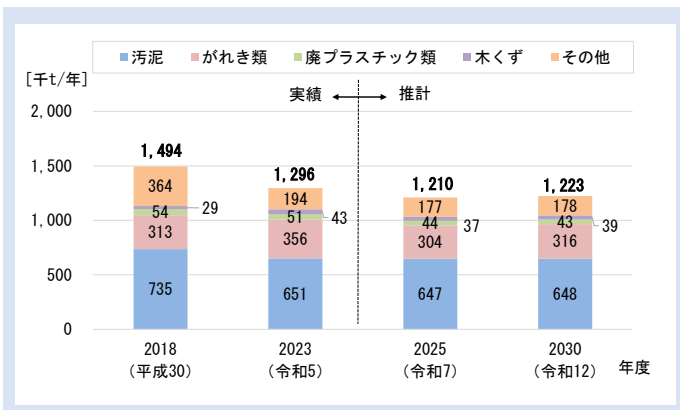
- ◇ 本市では不法投棄を一定数発見しており、令和 6 年度における産業廃棄物由来の不法投棄は 17 件である。
- ◇ 野外焼却は毎年度 100 件程度発見していたが、令和 6 年度は 59 件と半分程度になっている。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
不法投棄	件	158	151	179	116	88
一般廃棄物	件	152	146	162	106	71
産業廃棄物	件	6	5	17	10	17
野外焼却	件	131	115	109	102	59

3 産業廃棄物の将来推計・評価・課題

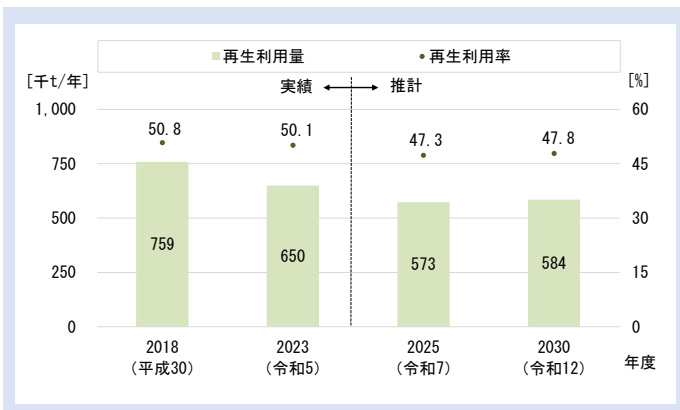
【将来推計結果】

① 排出量の推計結果



◇ 産業廃棄物の排出量は、令和 5 年度において 1,296 千 t/年であるのに対し、令和 12 年度においては 1,223 千 t/年となる見込みである。

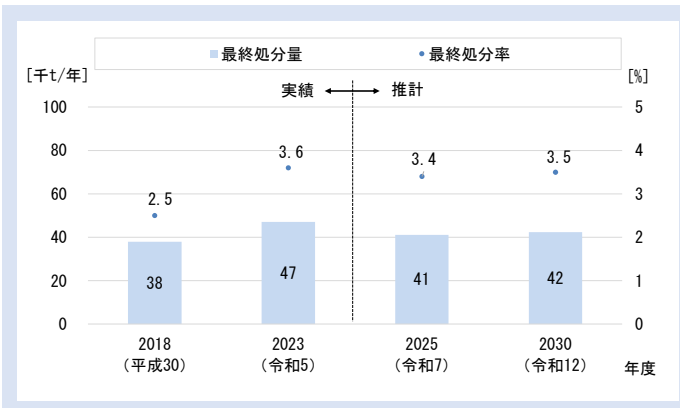
② 再生利用量の推計結果



◇ 再生利用量は、令和 5 年度において 650 千 t/年であるのに対し、令和 12 年度においては 584 千 t/年となる見込みである。

◇ 再生利用率は、令和 5 年度において 50.1%であるのに対し、令和 12 年度においては 47.8%となる見込みである。

③ 最終処分量の推計結果



◇ 最終処分量は、令和 5 年度において 47 千 t/年であるのに対し、令和 12 年度においては 42 千 t/年となる見込みである。

◇ 最終処分率は令和 5 年度において 3.6%であるのに対し、令和 12 年度においては 3.5%となる見込みである。

【前回計画の評価結果】

◇ 前回計画の目標について、排出量は達成可能であるが、再生利用率及び最終処分率は達成困難な見込みである。

指標	単位	前回計画の目標値	推計値 (令和 7 年度)	達成見込み
排出量	千 t/年	1,539	1,210	達成可能
再生利用率	%	54.3	47.3	達成困難
最終処分率	%	2.4	3.4	達成困難

【廃棄物処理の課題】

◆課題①；排出抑制・循環利用の推進◆

- ◇ 最終処分量の90%以上を占める「汚泥」「廃プラスチック類」「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」「その他の産業廃棄物」「がれき類」について排出抑制・循環利用の推進が必要
- ◇ その他の産業廃棄物に多く含まれる混合廃棄物について、関係部署との連携も図りながら排出抑制に向けた取組が必要
- ◇ 事業者に対し、継続的に排出抑制・循環利用に関する意識改革の取組が必要

◆課題②；適正処理の推進◆

- ◇ 廃棄物処理業者では、「事務員、作業員等の不足・高齢化」が問題となっており、「現場人員（作業人員）の労務環境の改善」等の課題解決に向けた対策が必要
- ◇ 従来の産業廃棄物とともに、今後大量発生が見込まれる太陽光発電設備から排出される廃棄物や災害廃棄物に関しても考慮しながら、処理施設等の適正処理体制の確保に向けた検討が必要
- ◇ 不法投棄や野外焼却等も一定数が確認されていることから、継続して不法投棄等の撲滅に向けた取組が重要

◆課題③；地球温暖化への対応◆

- ◇ 国においては、2050年のカーボンニュートラルに向けた取組が加速化しているとともに、本市においても令和3年に「ゼロカーボンシティ」を表明したことから、産業廃棄物分野においても関係部局や県との連携も踏まえながら、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組の推進が必要

4 産業廃棄物処理の目標

- ◇ 産業廃棄物の排出量等は経済動向や社会情勢、大型建築物の解体や大規模修繕等による特異的な要因の影響を大きく受けるものとなるため、本計画では目標値を設定しない
- ◇ 産業廃棄物の排出量等の変化を確認し、適宜新たな施策の検討を行うため、産業廃棄物の将来見通しを設定

指標	単位	現状（令和5年度）	将来見通し（令和12年度）
排出量	千 t/年	1,296	1,223
出口側の循環利用率	%	48.2	45.7
最終処分量	t/年	47,069	42,348

5 産業廃棄物の排出抑制・循環利用等に向けた施策

【施策の柱】

◆柱①；排出抑制・循環利用の推進◆

- ◇ 多量排出事業者への指導・助言や各種リサイクル法における循環利用の継続的な推進
- ◇ 最終処分量のうち、大半を占める「汚泥」「廃プラスチック類」「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」「その他の産業廃棄物」「がれき類」に対する排出抑制・循環利用の推進

◆柱②；廃棄物の適正処理の推進◆

- ◇ 不法投棄等の対策や有害物質を含む廃棄物等の適正処理に向けた継続的な取組の実施
- ◇ 大分県と連携した県外産業廃棄物対策の実施

◆柱③；持続可能な産業廃棄物処理体制の確保◆

- ◇ 電子マニフェストの普及促進や情報公開の継続的な推進
- ◇ 災害廃棄物対応や担い手不足等の新たな課題解決に向けた情報収集等による持続可能な産業廃棄物処理体制の確保

◆柱④；カーボンニュートラルに向けた取組の推進◆

- ◇ 産業廃棄物分野における温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の推進

◆柱⑤；主体間の連携の強化◆

- ◇ 各種取組（柱①～④）の効率的・効果的な推進に向けた多様な主体間での連携を強化

【施策の体系】

柱	取組		区分
①排出抑制・循環利用の推進	排出抑制の徹底	排出者の意識の向上	継続
		多量排出事業者の処理計画等に対する指導・助言	継続
		各種リサイクル法制度等に基づく適正処理、循環利用の推進	継続
		混合廃棄物の排出抑制の推進	継続
	循環利用の推進	最終処分量の多い上位5品目の循環利用の推進	新規
		廃棄物系バイオマスの循環利用の推進	新規
		大分県リサイクル認定製品への登録の促進	新規
②廃棄物の適正処理の推進	不法投棄等への対策	不法投棄対策の強化	継続
		野外焼却対策の強化	継続
	監視・指導の強化	排出者責任の徹底	継続
		産業廃棄物処理施設に対する監視指導の強化	継続
		不適正処理対策の強化	継続
		早期かつ的確な行政処分	継続
	有害物質を含む廃棄物等の適正処理の推進	石綿含有産業廃棄物の適正処理の推進	継続
		ダイオキシン類の排出の監視および適正処理の推進	継続
		水銀廃棄物の適正処理の推進	継続
		感染性産業廃棄物の適正処理の推進	継続
		PCB 廃棄物の適正保管・期限内処理の徹底	継続
		太陽光発電設備の適正処理の促進	新規
	県外産業廃棄物対策	県外産業廃棄物の排出事業者に対する指導	継続
県外産業廃棄物の搬入処理施設に対する指導		継続	
③持続可能な産業廃棄物処理体制の確保	処理業者による情報公開の促進	継続	
	市民対話によるコミュニケーションの実施	継続	
	産業廃棄物処理施設の計画的な整備	継続	
	マニフェスト制度の適正な運用の促進	継続	
	災害廃棄物の処理に向けた連携体制の構築	新規	
	DXによる産業廃棄物処理の効率化	新規	
④カーボンニュートラルに向けた取組の推進	省エネ・再生可能エネルギー機器の導入促進	新規	
	公共工事における環境配慮製品の使用促進	新規	
⑤主体間の連携の強化	大分県との連携	新規	
	庁内関連部署との連携	新規	
	事業者との連携	新規	

6 産業廃棄物処理施設の整備に関する事項

【産業廃棄物処理施設の整備方針】

1 施設整備の基本的な方向性

- (1) 県内から排出される産業廃棄物を優先的に処理するため、県内における産業廃棄物の排出量に応じた適正規模の処理施設を整備
- (2) 循環利用率の向上、最終処分の減量化に向けた高度設備を有した処理施設の整備
- (3) 地球温暖化の防止に向けて省エネ・再エネ設備等を有した地球環境に配慮した処理施設の整備
- (4) 周辺地域の生活環境に配慮した処理施設の整備
- (5) 周辺住民の理解と協力を得た処理施設の整備
- (6) 災害廃棄物の処理に当たり、連携による適正処理が可能な処理施設の整備

2 処理施設の整備目標

(1) 中間処理施設

- ・ 循環利用の向上および最終処分の減量化を推進するための施設の整備に努める
- ・ 災害の発生時において、災害廃棄物の適正処理が可能な施設整備を目標とする

(2) 最終処分場

- ・ 産業廃棄物の排出抑制、減量化、循環利用を通じた既存施設の延命化
- ・ 県内から排出される産業廃棄物の優先的な処分の実施
- ・ 災害の発生時において、災害廃棄物の適正処理が可能な施設整備を目標とする

3 周辺住民の理解と協力を得るための措置

(1) 処理施設を設置する者

- ・ 説明会の開催等を通じた事前の十分な説明により、周辺住民の理解・協力の取得に努める
- ・ 処理施設の維持管理等に係る積極的な情報公開により周辺住民の理解と信頼の確保に努める
- ・ 生活環境の保全等に資するため、周辺住民との協定の締結に努める

(2) 本市

- ・ 周辺住民と処理施設の設置者の相互理解の取得に向け、処理施設の設置者に対する指導・助言、周辺住民に対する情報提供等に努める

7 計画の推進に向けた各主体の責務・役割

【本市の責務・役割】

- (1) 指導計画の推進及び情報公開と普及啓発の推進
- (2) 排出事業者及び処理業者に対する指導
- (3) 不適正処理、不法投棄に対する監視指導の強化
- (4) 関係法令との整合性の確保
- (5) 適正処理に関する啓発、情報の提供
- (6) 公共事業における適正処理の推進
- (7) 災害廃棄物の適正処理の確保
- (8) 大分県との連携

【処理業者の責務・役割】

- (1) 産業廃棄物の適正な処理
- (2) 産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の徹底
- (3) 産業廃棄物処理技術の向上と従業員の教育訓練
- (4) 循環利用の推進
- (5) 行政施策への協力

【排出事業者の責務・役割】

- (1) 排出抑制・循環利用の推進
- (2) 産業廃棄物の計画的な処理
- (3) マニフェスト制度運用の徹底
- (4) 産業廃棄物の適正な処理委託
- (5) 有害物質の適正な保管
- (6) 産業廃棄物処理に係る従業員への教育
- (7) 行政施策への協力